【署名用紙案】

岡山地方裁判所
平成２５年（行ウ）第１６号
行政処分取消等請求事件担当　裁判長　様

# 浅田さんの生存権と平等権を侵害した

# 岡山市の決定に対する公正な判決を求めます。

岡山市北区関西町 3-11 みんなの会館
浅田訴訟事務局
浅田達雄さんを支援する会
代表世話人　浪尾　淑子
中島　純男
吉田　裕美

平成 25 年２月 13 日，浅田さんは，岡山市から「岡山市介護支給等不支給(却下)決定通知」を受けました。浅田さんが６５歳を迎えるのに介護保険を申請しなかったためとの理由です。

これにより，浅田さんは一切の自立支援給付を打ち切られます。６５歳目前で「岡山市から死ね」と宣言されたと大きなショックを受けました。岡山市による通知は，浅田さんの生存権，平等権を侵害する違法な処分でした。

その後，浅田さんは，多くの仲間たちに支えられ，平成 25 年９月 19 日，支援法７条が憲法違反であることなどを理由に提訴しました。

以来，本日に至るまで続けられてきた口頭弁論期日や被告の不合理な主張，証人尋問を通じて，岡山市の処分が極めて不当なものであることが明らかにされてきました。この間，浅田さんは大きな経済的負担，裁判を闘う精神的，身体的負担に耐えながら１日にも早く裁判所の公正な判決がだされることを願ってきました。

裁判所は，これまでの口頭弁論と生活実態を明らかにした浅田さんの１日を描いたビデオ，証人尋問等を精査され，憲法，障害者の権利条約，障害者基本法，障害者総合支援法の理念に基づく判決を１日も早く下されますよう強く願って，賛同者の署名を添え以下のことをお願い致します。

記

１　６５歳で差別された浅田達雄さんの生存権，平等権が守られますように！
２　岡山市が再び障害者の生殺与奪の暴挙を行わないように！
３　障害者のまっとうな願いが司法によって支えられますように！

**私もこの訴えに賛同致します。**

| 氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

# 一日も早い判決を！
# 署名にご協力ください！

ちょうど４年２か月前に岡山市から私の 65 歳の誕生日の３日前に福祉支援サービスの打ち切り処分が出されました。この処分は憲法第 14 条違反の差別処分であり、憲法 25 条の生存権を奪う処分であると思って２０１３年９月１９日に提訴しました。

この間、口頭弁論が 18 回行われていますが、被告側が「介護保険を申請しなかったおまえが悪いので、市側には何も悪いことをしていない」という態度で、いっこうに前に進んでいない状態です。昨年の１０月１２日に行われた第 18 回口頭弁論で、支援する会の事務局長と当時の中区福祉事務所々長二人の証人尋問もあったので、裁判も終盤を迎え一審の判決が今年度末には出るような気がしていました。しかし、被告（岡山市）側は裁判長が提起した問いにも未だに答えておらず、前に進んでいない状態です。

現在、介護保険で 80～90 時間の介護を受けて介護料としては月に 1.5 万円ですが、毎月負担分 3.5 万～４万円収めて３か月後１.5 万円引いて還ってきます。福祉サービスでは、重度訪問介護として 224 時間の介護を受けています。この福祉サービスは無料ですが、介護保険の収めるお金をキープしておくのが大変です。だからといって介護をしてもらう時間を減らすことができません。

私の心境としては、介護保険優先原則があるために利用料の一割負担が発生するだけでなく、他にも障害者総合支援法（重度訪問介護）と異なったケアープランに従って生活せねばならないのです。そもそも目的が全く異なるために私のような重度障害者にとって介護保険は、見守りがなく、小規模多機能介護事業所を利用しても、学習会など集会参加は、送迎だけでトイレやその他の介護がなく、私ように社会参加をするものには、そぐわない制度であると思います。

６５歳からの介護保険優先原則を廃止して支援法で介護が受けられるような判決になってほしいと願っています。他県では、６５歳になっても障害者総合支援法のみを介護給付している自治体もあります。介護なしでは生きてはいけない者に６５歳になる前日から福祉支援サービスを打ち切ることは「死ね」ということと等しいことです。処分を受けた時、生きいくことを奪われたような気がしました。しかし、多くの方々のおかげで現在も生きています。この件に対しては、私だけの問題ではありません。これまでも６５歳になったら、６５歳まで無料で給付されていた福祉支援サービスが受けられなくなり、介護保険の１割自己負担の上に訪問介護を減らされて生活ができなくなった仲間や家族を見てきています。

私は、大切に育てくれた家族に対して自ら命を介護不足で捨てたくありません。そして、今の暮らしをできるだけ長く続けたいと思っています。

私の気持ちを分かっていただき、公正な判決を１日も早く出してくださるようにお願いしている署名に、みなさんからのご協力をくださいますようお願い致します。

2017 年 4 月　浅田達雄

呉弁護団長

＊障害者が受ける国の無料福祉サービス介護は６５歳になると１割負担の介護保険強制変更！なぜ？
＊１割負担の介護保険は“いや～”に福祉サービスを全て取り上げる処分はありえるか？
＊憲法２５条の生存権、１４条の平等権を奪う処分ではないか？

私の命が危険にさらされた処分をうけて７月で４年５か月、“この処分は違法”と提訴して３年１０カ月を迎えます！

１９回目の口頭弁論でも判決がでません！　不思議？　なんで？
こんな単純なことがなぜか１９回も口頭弁論を行っても、まだ判決がでない！　なんで！なんで！

**司法は重度障害者の生活をどう見ているのか、
原告浅田さんの苦しみに目をつぶり続けるのか？**

**日時：７月９日(日)　１３：００～１６：００**

**場所：岡山市勤労者福祉センター４Ｆ会議室**

## 学習会

# 浅田訴訟は、提訴から3年半！いつ 判決が出るのか！

介護問題に大きな波紋を投げかけた浅田訴訟から見えてきたことから学び合いませんか？

### 学習の題材

＊Ｅテレ「障害者と憲法」→ＤＶＤ
＊弁護団から
　①浅田裁判の３年半のあゆみから
　②要介護者に二つの介護、「有料、量・質の悪い介護保険優先の問題点！
＊参加者からの意見

**主催：浅田達雄さんを支援する会**
代表世話人：浪尾淑子(元岡山医療生協理事)
中島純男(県人権連議長)
吉田裕美(障岡連会長)
岡山市北区関西町３－１１　みんなの会館内
Tel/Fax 086-254-5866